

○九州工業大学超小型衛星試験センター機器利用取扱要項

令和 8年 1月 7日
研究本部長裁定

九州工業大学超小型衛星試験センター機器利用取扱要項

九州工業大学超小型衛星試験センター機器利用取扱細則（令和2年九工大細則第6号）を九州工業大学超小型衛星試験センター機器利用取扱要項に改正する。

（趣旨）

第1条 この要項は、九州工業大学革新的宇宙利用実証ラボラトリー内規（令和7年12月15日研究本部長裁定）第3条の2第2項の規定に基づき、超小型衛星試験センター部門（以下「センター」という。）における試験、測定及び解析（以下「試験」という。）の受入れに係る機器の利用の取扱いに關し、必要な事項を定めるものとする。

（申込み及びキャンセル）

第2条 試験の申込みは、原則2週間前までに、九州工業大学超小型衛星試験センター試験依頼書（別記様式第1号）により行うものとする。

2 第4条に規定する試験の受入れの可の通知を受領した後、試験開始前2週間以内に依頼者がキャンセル（「完全キャンセル」又は「延期」をいう。以下同じ。）する場合は、センター及び依頼者との調整（完全キャンセル又は延期を考慮）を経て、キャンセル料を請求するものとする。

3 請求金額については、別表第1のとおりとし、大学から指定した期日までに納付することとする。

（受入条件）

第3条 試験の受入れの条件は、次の各項に掲げるとおりとする。

2 学内の試験の料金は学内移算により行うものとし、学外の試験の費用は依頼者と協議の上、前納・後納を決めることとする。

3 次に掲げる場合には、依頼者の受ける損害に対してセンターはその責任を負わない。

(1) やむを得ない事由によって試験を中止したため損害が生じたとき。

(2) 試験を行うために提出された衛星・コンポーネント・材料（以下「供試体」という。）に損害が生じたとき。

(3) 第6項の場合において、センターの機器の使用者の責に帰する事由によって損害が生じたとき。

4 供試体の搬入及び搬出は、すべて依頼者が行うものとする。

5 革新的宇宙利用実証ラボラトリー施設長（以下「施設長」という。）が受入れできないと判断した供試体に係る試験については、受入れをしないものとする。

6 依頼者が学内担当者の指導・立会の下で直接センターの機器を使用する場合は、九州工業大学超小型衛星試験センター試験設備使用申請書（別記様式第2号）の使用申請書を提出し、同書の確認事項を遵守のうえ試験を行うものとする。この場合において、使用者は、機器操作に習熟していると施設長が認めた者に限る。

7 試験で得られたデータについて、九州工業大学（以下「本学」という。）は保証しないものとする。

（受入れ及び結果の通知）

第4条 試験の受入れの可否及び試験の結果の通知は、施設長が別に定める手続きを経て行うものとする。

（秘密の保持）

第5条 センター及び依頼者は、試験の実施で知り得た相手方の秘密、知的財産権を、相手方の書面による同意なしに開示してはならない。

2 試験で得られたデータを依頼者が公表する場合、原則として本学の名称を使用することはできない。ただし、施設長が本学の名称の使用を許可した場合はこの限りでない。

3 前項の規定は、本学を特定できる表現も同様とする。

（試験の料金）

第6条 試験による機器の利用料金は、別表第2から別表第4までのとおりとする。ただし、試験の実施上、施設長が必要と認めて試験のために機器の消耗品の提供を要請した場合には、消耗品に相当する

額の料金を収納しないことができる。

2 試験による機器の利用料金は、本学が発行する請求書により指定する期日までに収納するものとする。

附 則

この要項は、令和8年1月7日から施行し、令和8年1月1日から適用する。